

「18 コンクリート廃材リサイクルプラント」の新旧対照表

新	旧
<p>18 コンクリート廃材リサイクルプラント</p> <p>申請内容が次に掲げる全ての事項に該当すること。</p> <p>1 コンクリート廃材リサイクルプラントの立地については、市の都市計画を勘案し支障がないものであり、かつ、環境対策等の観点からも支障がないものとして、市長の同意が得られるものであること。</p> <p>2 船橋市廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱に適合しているものであること。</p> <p>3 申請に係る土地は、原則として自己所有地であること。</p> <p>4 立地については、周辺住民及び隣接土地所有者と十分な協議が行われたものであること。</p> <p>5 開発区域は幅員6.5メートル以上の国・県道等に接していること。</p> <p>6 開発区域の規模は、環境対策としての外周部緑化、駐車場、積換保管場所等を考慮し、適正なものであること。</p> <p>7 (削除)</p> <p>留意事項</p> <p>(注)「コンクリート廃材リサイクルプラント」とは、都市計画法施行令第一条第1項第2号の規定によるクラッシャープラントのうち、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第2条第9号に規定するコンクリートの破片その他これに類する不要物を破砕し、再生処理するクラッシャープラント又はクラッシャープラントを建築物で覆った工場をいう。</p> <p>一 開発同意に際しては、本提案基準に適合することは勿論、市において環境部局と密接な連携をとり、産業廃棄物処理計画並びに地域特性等に十分配慮するなど適正に取扱うこと。</p> <p>二 「都市計画を勘案し支障がないもの」とは、申請に係る土地が将来の計画的な土地利用、公共施設の整備等を進めるうえで支障がないものであること。</p> <p>三 「環境対策等の観点からも支障がないもの」とは、申請に係る事業計画の内容が、十分な環境対策がなされており、かつ、廃棄物の運搬経路を含む周辺の土地利用に支障がないものであること。</p> <p>四 「原則として自己所有地」とした趣旨は、やむを得ない理由による借地方式を考慮したことによるものであること。この場合の契約は、長期的、安定的なものとなっていること。</p> <p>五 「留意事項 四」の「長期的、安定的なもの」とは、おおむね30年以上の事業用定期借地権設定契約等を締結することをいう。</p> <p>六 「周辺住民」とは、敷地境界から300メートルの範囲内に居住する者をいう。 「隣接土地所有者」とは、敷地境界に隣接する土地所有者をいう。</p> <p>七 「十分な協議」とは、周辺住民及び隣接土地所有者に対して計画内容を十分に説明し、全ての同意を得ることをいう。</p> <p>八 地形等によりやむを得ず敷地延長で開発する場合、その延長は25メートルを限度としその幅員は6メートル以上とする。</p> <p>九 開発区域の規模は、おおむね5,000平方メートル以上とする。ただし建築基準法第51条ただし書の許可を必要とするものについては、おおむね15,000平方メートル以上とする。</p> <p>十 環境対策としての外周部緑化については、幅員10メートル以上の残置森林又は造成森林が適正に配置されていること。</p> <p>十一 「国、県道等」とは、国、県道と同等以上に整備されている市道</p>	<p>18 コンクリート廃材リサイクルプラント</p> <p>1 コンクリート廃材リサイクルプラントの立地については、市の土地利用計画等を勘案し支障がないものであり、かつ、環境対策等の観点からも支障がないものとして、市長の同意が得られるものであること。</p> <p>2 船橋市廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱に適合しているものであること。</p> <p>3 申請に係る土地は、原則として自己所有地であること。</p> <p>4 立地については、周辺住民及び隣接土地所有者と十分な協議が行われたものであること。</p> <p>5 開発区域は幅員6.5メートル以上の国・県道等に接していること。</p> <p>6 開発区域の規模は、環境対策としての外周部緑化、駐車場、積換保管場所等を考慮し、適正なものであること。</p> <p>7 関係法令等に適合していること。</p> <p>留意事項</p> <p>(注)「コンクリート廃材リサイクルプラント」とは、都市計画法施行令第一条第1項第2号の規定によるクラッシャープラントのうち、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第2条第9号に規定するコンクリートの破片その他これに類する不要物を破砕し、再生処理するクラッシャープラント又はクラッシャープラントを建築物で覆った工場をいう。</p> <p>一 開発同意に際しては、本取り扱い基準に適合することは勿論、市において環境部局と密接な連携をとり、産業廃棄物処理計画並びに地域特性等に十分配慮するなど適正に取扱うこと。</p> <p>二 「土地利用計画等を勘案し支障がないもの」とは、申請に係る土地が将来の計画的な土地利用、公共施設の整備等を進めるうえで支障がないものであること。</p> <p>三 「環境対策等の観点からも支障がないもの」とは、申請に係る事業計画の内容が、十分な環境対策がなされており、かつ、廃棄物の運搬経路を含む周辺の土地利用に支障がないものであること。</p> <p>四 「原則として自己所有地」とした趣旨は、やむを得ない理由による借地方式を考慮したことによるものであること。この場合の契約は、長期・安定的なものとなっていること。</p> <p>五 「周辺住民」とは、敷地境界から300メートルの範囲内に居住する者をいう。 「隣接土地所有者」とは、敷地境界に隣接する土地所有者をいう。</p> <p>六 「十分な協議」とは、周辺住民及び隣接土地所有者に対して計画内容を十分に説明し、全ての同意を得ることをいう。</p> <p>七 地形等によりやむを得ず敷地延長で開発する場合、その延長は25メートルを限度としその幅員は6メートル以上とする。</p> <p>八 開発区域の規模は、おおむね5,000平方メートル以上とする。ただし建築基準法第51条ただし書の許可を必要とするものについては、おおむね15,000平方メートル以上とする。</p> <p>九 環境対策としての外周部緑化については、幅員10メートル以上の残置森林又は造成森林が適正に配置されていること。</p> <p>十 「国、県道等」とは、国、県道と同等以上に整備されている市道を含む。</p>

を含む。

十二 その他

ア 既存のコンクリートプラントに併設してクラッシャープラントを建設する場合も本提案基準を準用する。この場合開発区域の全体について環境対策を行うよう指導すること。

イ 付帯施設としての管理事務所の規模は維持管理上から必要とされる最小限度とする。

ウ 開発許可申請書の受理に当たっては船橋市廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱に基づく事前協議終了通知書が添付されていることを確認すること。

エ 「6.5メートル以上の国・県道等に接している」とは、当該建築物及び工作物の敷地が接する道路部分が、所定の幅員を満たすのはもちろんのこと、主要な道路（国、県道等で有効に交通が分散できるもの）に至るまでの区間について所定の幅員を確保されていることをいうものとする。

十三 「留意事項 五」及び「九」の「おおむね」とは10パーセントを限度とする。

（平成19年11月30日・旧20繰上）

（平成24年4月1日・旧19繰上）

（令和2年4月1日一部改正）

附 則

（施行期日）

1 この基準18は、令和2年4月1日から施行する。

十一 その他

ア 既存のコンクリートプラントに併設してクラッシャープラントを建設する場合も本取り扱いを準用する。この場合開発区域の全体について環境対策を行うよう指導すること。

イ 付帯施設としての管理事務所の規模は維持管理上から必要とされる最小限度とする。

ウ 開発許可申請書の受理に当たっては船橋市廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱に基づく事前協議終了通知書が添付されていることを確認すること。

エ 「6.5メートル以上の国・県道等に接している」とは、当該建築物及び工作物の敷地が接する道路部分が、所定の幅員を満たすのはもちろんのこと、主要な道路（国、県道等で有効に交通が分散できるもの）に至るまでの区間について所定の幅員を確保されていることをいうものとする。

（平成19年11月30日・旧20繰上）

（平成24年4月1日・旧19繰上）